

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第8回枚方市支援教育充実審議会
開 催 日 時	令和7年1月15日(水) 15時00分から17時00分まで
開 催 場 所	枚方市立教育文化センター 多目的室
出 席 者	会長 相澤 雅文（京都教育大学） 副会長 山下 敦子（神戸常盤大学） 委員 小出 伶奈（枚方市立小学校保護者） 委員 井村 恵美（市民） 委員 廣井 理恵（枚方市立中学校保護者） 委員 牧村 剛（枚方市PTA協議会） 委員 奥野 睦美（枚方市立小学校支援教育コーディネーター） 委員 渡邊 かおり（大阪弁護士会 萩の木法律事務所） 委員 小寺 鐵也（種智院大学） 委員 柏木 充（市立ひらかた病院） 委員 野口 晃菜（一般社団法人 UNIVA） 委員 東野 恵子（枚方市立中学校支援教育コーディネーター） 委員 武田 正道（枚方市立小学校長会） 委員 村上 徹（枚方市立中学校長会）
欠 席 者	委員 野口 晃菜（一般社団法人 UNIVA） 委員 東野 恵子（枚方市立中学校支援教育コーディネーター） 委員 奥出 久実（大阪心理カウンセリングセンター）
案 件 名	(1) 保護者説明会の質疑応答についての確認 (2) 個々の教育支援計画、個別の指導計画について意見整理 (3) 個々に応じた指導方法について・教員のチーム体制の構築について
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市支援教育充実審議会 中間報告 説明会 質疑応答内容 資料2 個別の教育支援計画、個別の指導計画について意見整理 資料3 個々に応じた指導方法について・教員のチーム体制の構築について

決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別 及 び 非 公 開 の 理 由	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	
傍 聴 者 の 数	1 名
所 管 部 署 (事 務 局)	学校教育部 支援教育課

審 議 内 容

(会長) お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

第8回枚方市支援教育充実審議会を開催させていただきます。

それでは、まず事務局から、本日の委員の出席状況と傍聴者について、報告をお願いいたします。

(事務局) 本日の委員の出席状況ですが、委員15名中8名の出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項に基づき、本会議は成立していることを報告いたします。

また、本日の傍聴者は1名でございます。よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。前回の第7回では、個別の教育支援計画・個別の指導計画について、津田小学校の奥野委員、第二中学校の東野委員から、それぞれ自校の取組や課題についてお話をいただいたというようなことです。それから委員の皆様からも御意見をいただきました。

本日は、案件1といたしまして、12月に開催されました保護者説明会の質疑応答についての確認。案件2としまして、前回の審議会の内容、個別の教育支援計画・個別の指導計画についての意見整理。最後に案件3としまして、個々に応じた指導方法について、教員のチーム体制の構築についてということで、枚方市の現状や取組、それからこれまでの議論と意見を踏まえた資料を準備しておりますので、御議論いただけたらというふうに考えております。

まず、保護者説明会の質疑応答について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 中間報告に係る保護者説明会での質疑応答を参考資料として送付させていただいたものです。オンデマンドで視聴できるよう、ただいま準備中ですので、ホームページに公表し、全ての意見がまとまり次第、改めて示させていただきますので、今回は審議会で確認が必要な項目に絞って御意見をいただければと思っております。その他の項目についての御意見がある場合は、後日でも結構ですので事務局に御連絡いただければと思っております。

質疑事項のQの7を御覧ください。こちらは、「子ども自身にゴールが分かるのか。自己理解を子どもの求めることは無理なのではないか。」という御質問がございました。この質問について、アセスメントと自立活動の項目で、自己選択・自己決定の力を身につけることが大切である。個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、それを基に本人が必要な自立活動に取り組む。自分からヘルプを出して、困った、助けてほしいを伝えられるスキルを身につけていくことが求められるなどの御意見が審議会で出されており、大人が自立活動を一方的に決めるのではなく、子どもの意見を聞くことを大切にすることなどをまとめになっております。回答としては、こちらでよろしかったでしょうか。御意見いただければと思います。お願いいたします。

(会長) 事務局から、ありましたような認識と思います。このことについて御意見等ございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、そのことで本人が必要な自立活動に取り組むといったようなこと、それから自分からヘルプを出して困って助けを伝えられるスキルを身につけていく、などについてということでございました。いかがでしょうか。お願いいたします。

(山下委員) 基本この姿勢でいいと思います。お子さんによっていろいろなタイプがありますので、本当にこういう支援教育は、こうならねばならないみたいな決めつけではないので、子どもに応じるということもあると思いますが、基本のスタンスはこういうことだというふうな理解でいいかと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。

はい。小出委員、お願いします。

(小出委員) 私は、この質問をくださった方の発言のときに現場にいました。この質問した方の意図として、普通の子、障害がないという意味での普通の子でも、その選択が難しい時期に、その自分の意見を言えるのかということを疑問にかんじられたのだと思います。将来を見据えて自分が選択するというのが年齢的に難しい場合もあることが踏まれていたと思います。私自身もそうですが、中学生のときに、将来のことを見据えて考えられるのかといったら、できていませんでした。障害あるなしにかかわらず、難しい部分もあると思います。山下委員がおっしゃられていたように、その基本ベースはもちろん私も賛成です。ただ、子どもに合わせ過ぎる、子どもが全部選択する、と違う方向に捉えられてしまわないように、基本は子どもに寄り添って子どもの意見を聞くことを大事にしながら、大人が導いていくことも併せてほしいと感じました。以上です。

(会長) ありがとうございます。山下委員と小出委員からお話しいただきましたけども、基本的にはこういうことを考えていくことは大切であるということと、また子どもたちのその発達段階であるとかを捉えながら、基本的には一人一人考えていくというふうな形になると思いますが、方向性とする、今Qの7で出されたようなことでよいのではないかというふうな捉え方というのが委員会としての見解として、よろしいでしょうか。渡邊委員、お願いします。

(渡邊委員) 渡邊です。私としては、今委員長が言っていたことに賛成です。一つ、子どもの権利条約の御紹介だけさせていただきたいなと思います。こどもの権利条約の12条では、意見表明を支援するということが定められているんです。この場合において児童の意見をその児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとするというふうな書き方がされていて、子どもの言ったとおりにするということではなく、最

終的な判断は大人がするけれども、大人が子どもが意見を言えるように支援した上で、意見を聞いた上で決定するという形であるのが望ましいと思っています。以上です。

（会長）ありがとうございました。子どもの権利条約の12条にも、そうしたことが記されているというところで、子どもさんの意見だけを尊重するのではなく、それを聞いて総合的に私たちが判断しながら進めていくといった方向性かと思います。よろしいでしょうか。井村委員、どうぞ。

（井村委員）私は、娘と登校班と一緒に子どもたちと登校していました。小学校4年生から子どもたちは、大人より大人だと思うことがあったんです。真っすぐなんです。大人は何かごまかします。それは自分の気持ちもごまかすことがあります。子どもたちは大人が思っている以上に自分の意見を持てることを感じました。今福祉の事業で、言葉のない人たちも、自分はどうしたいかというのがはっきりされます。きっとこの子はよく分かってないだろうと思うことは、保護者のこだわりがあることが多いです。大人側が誘導しがちになることも多いです。だから今までの皆さんの意見もそのとおりで、大人がこうしてほしいということに誘導しがちになることが多いので、子どもの意見をしっかり聞くことで、子どもの権利条約についても大切にされている、と私の意見としてもお伝えしてします。以上です。

（会長）ありがとうございます。

そのほか御意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。基本的には、子どもたちの意見を尊重していくというような方向性というところを基本的に路線としては捉えていく必要があるだろうというところ。その子一人一人に合わせながらというところですね。お話を聞きながら、大人の誘導にならないような形でというようなことを意識して進めていくというようなところでよろしいですか。そのほかございましたらお願いしたいと思いますが。

（小出委員）文章的には、もちろん子どもの意見を聞くことが大切であるということ、子どもの意見を必ず聞くようにするということ、大人が最終的に判断するところまで書くのか、どうなるのかです。その意図が文章だけだと、読んだときに伝わりにくいと思います。質問された方に伝わってなかったことは、書き方に工夫が必要なのかと思います。以上です。

（会長）ありがとうございます。文章云々の在り方というところで、文章で表現をして、また皆さんに御検討いただくというような形でよろしいでしょうか。

はい。それでは、また何か気づいたことがあったら御意見いただきたいと思いますが、では続きを事務局からお願いしたいと思います。

(事務局) 先ほど小出委員からおっしゃっていただいたように、答申に向けての文章とは改めて審議会委員の皆様に確認を取りながら最終決定をしていくものでございます。その時点で御確認いただければと思っております。よろしくお願いします。

続きまして、質問の間9です。説明会当日に提示させていただきました資料について、本審議会で承認をいただいてホームページの掲載をしたいと思っております。また質疑応答につきましては、事務局で回答すべき内容と審議会にて確認する内容について、全て取りまとめ次第ホームページのほうに掲載させていただくように考えておりますので、こちらの確認だけです。よろしくお願いします。

(会長) 質問9ですね。本日の12月の説明会の質疑応答と資料は枚方市のホームページに掲載されるのですかというような御質問があつて、質疑応答と資料の掲載についても審議会で議論をいただくとなっておりますが、今日審議会で承認をいただき次第、ホームページの掲載をするということでございますが、それについての御意見がありましたら、お願いします。

(小出委員) この質疑の資料の回答と併せたものがホームページに掲載されることですが、ほかの項目で、ほかの委員さんはいいとおっしゃるかと思いますが、私個人としての意見は、Q&Aの回答の部分で気になる箇所がありますので、お話ししたいのですが、いいですか。

(会長) はい。具体的には。

(小出委員) Q8の「通級指導教室の全校設置13人×44校＝572人の子どものニーズが必要となる計算であるが、どのように設置するのか。」の回答で、全校設置をめざすとありましたが、この部分で、他の市だと国の配置以上のときは市費講師で配置していくとあります。具体的にいうと、子どもの13人の希望がない学校は国からの配置が教員1人でできないみたいです。国の基準で全校に設置しようと思ったら最低でも1校ずつに13人以上の希望者がいないと通級は設置できない。今現状枚方市では小学校も中学校も全校に13人以上の希望者がまだいないので、全校設置のとき、府か国からの配置では足りないです。市の講師などで補わなければならないです。小学校はダブルカウントで講師が足りない状態が現状であります。もし希望者以上に設置していくとなると、市費講師になりますが、ダブルカウントも今年度から9つの学年で実施できていない。来年度もっとできない現状になるとして、どうやって全校設置していくことになるのかは不明です。全校設置したからいいではなく、希望している子がみんな利用できる環境づくり。具体的には、他校通級はあるが、送迎が難しいという子に対しては、通級のある学校の先生が何曜日だけ出張することも可能だと思います。今でも中学校の理科の先生が小学校に教えに来ることがあると思います。そういう形で希望する子がみんな利用できることに重きを置いてほしいと考えています。話が長くなっていますが、ダブルカ

ウントは市費講師ですが、通級を全校設置すると、通級にも市費講師が必要になります。教員不足を無視した結論になると思います。枚方市としては希望する子がみんな通うことに重きを置いてほしいと思っています。委員の皆さんにも伝わっているか分かりませんが、市費講師が足りていません。通級を中学校で全校設置にしたことで、今8人の市費の講師さんが中学校でその通級で指導しています。通常の学級で病気、退職などで欠員が出たとき、その穴埋めで来れない状態になっています。全校設置をもう一度考え直してほしいです。全校設置はいいことですが、状況に合わせた回答が書けたらと思いますので、もう一度検討したいところです。

例えば市費講師で中学校通級に関しては、最初の時点で保護者にも、ほかの学校で欠員が出て通常の学級の先生がいたら、途中からでも行かないといけないかもしれませんということを伝えるなど柔軟にしてほしいです。以上です。すいません。

(会長) ありがとうございます。恐らくそのアンサーで書かれている、他校通級・巡回等の様々な方策を踏まえて検討するについて、小出委員がおっしゃったことの検討となるのかなと思います。

東京都では小学校、中学校全て通級指導を保障する形になってますが、基本的に教員の巡回で実現しています。委員の皆様どうでしょうか。全校設置ではなく、希望する児童・生徒が全て通級指導を受けることができるようにする対応策を考えていくという、アンサーを、再度ここで書かれている他校通級とか巡回等の様々な方策を踏まえての検討という形になると思います。文章で表現をもう少し考えてという御提案として受け止めさせていただきます。

(小出委員) 教育不足のことも付け加えてもいただき、何でそうなったのかが伝わるのがいいかと思います。一言、教員不足によりと入れてもらえたらと思います。以上です。

(会長) 全国的には4,000名以上の教員不足といったことが言われています。枚方市はどうなんですか。通級指導での教員不足というお話が出ていたと思っております。そういったことも踏まえながら現実に即した形で、方向性や表現の仕方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そのほか、今のQ9も含めまして、皆さんに事前に送られています。見ていただいて、お気づきになっているところがありましたら。ホームページに掲載するということでございます。いかがでしょうか。

(事務局) この保護者とのQ&Aにつきましては、全てオンデマンドのホームページに挙げた状態で、全てのQ&Aが整った状態でもう一度審議をいただく予定にしています。今回の審議会の中では、この項目として7と9番だけ合意形成が図れれば、結構と思っています。改めてお時間を取らせていただきたいと思います。その時点で御意見をいただけましたら、盛り込んだ文章に整えたいと思っています。よろしくお願いいたします。

たします。

(会長) ありがとうございます。これが最終ではないというようなところでございます。具体的に作文もお願いします。委員の皆さんにお願いすることがあると思います。このような表現にしてもらえたらということについて最終案を出していただいて、それについての御回答をいただく手順を踏んで公開ということです。いつ頃になりますか。

(事務局) 事務局として今想定しておりますのは、来週中を目途にホームページにアップしようと思っております。その中で御意見等は1か月程度を回答期間と設けようと思っております。以上です。

(会長) これは一般の方からの御意見をいただくというふうなことでございますね。

(事務局) はい。そのようにしております。

(会長) というような形で御意見をいただいて、最終的な答申をまとめていくというような手順になるかと思えます。委員の皆様にも挙げていただいたものに対して、また御意見を出していただく形で進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ホームページへの掲載を来週ということでございます。お願いしたいと思います。

続いて、案件2まいりますが、よろしいでしょうか。

前回、個別の教育支援計画・個別の指導計画について御提案、御提言をいただいて、それで御意見をいただいたところでございます。その議論の内容を事務局にまとめていただきましたので、まず事務局からお願いします。

(事務局) 資料を御覧ください。

前回の議論をいただきましたときに、個別の教育支援計画とは何か、個別の指導計画は何かというふうな御説明がなかったと捉えております。事務局としては、まずは個別に教育支援計画と教育指導計画の違いについて、学習指導要領に基づき御説明をさし上げたいと思っているところです。

まず、個別の教育支援計画とは、障害のある児童生徒などについて、家庭・地域及び医療や福祉・保健・労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うための計画であること。特に教育機関によって作成されたものを個別の教育支援計画と称しています。学校が作成したものを、個別の教育支援計画。また、関係機関によっては、個別の支援計画と言い方で称しています。

また、個別の指導計画について、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な指導を行うために学校で作成されるもの。教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など、一人一人の指導目標や指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成

するものとしています。改めて定義を御説明させていただきました。

こちらで、前回議論の中に、教育支援ソフトを枚方市が導入している分ですけれども、こちらの様式について開示がなかったので、一度参考に見させていただければと御意見がございましたので情報を共有させていただきます。

こちらが、本市が導入しております、LITALICO の個別の教育支援計画となります。こちらは名前が入っておるものですが、在籍の関係者等のものや、その児童生徒また性別・生年月日等が記載されております。児童生徒本人の願いや保護者の願いが記載できるようになっております。また、児童生徒の実態としての家庭の様子、子どもたちの好きなこと、得意なことだけではなくて嫌いなことや苦手なことなどを記載する項目がございます。また学校での様子、この辺は先生方の見取りにもなるかなと思っています。保護者が子どもから聞き取って記載するようなこともございます。支援の目標として、長期目標・短期目標というところを計画的に書き込んでいくことで、共有理解を図っていくものになります。また裏面には、支援に向けた支援の内容について、保護者の要望や合理的配慮の内容、また関係機関との連携について、家庭または関係機関の記載できるようになっています。こちらを保護者と合意形成を図った形で、学校で運用しているものがございます。こちらが個別の教育支援計画です。

続きまして、個別の指導計画です。教育支援計画に入力すれば指導計画にも入力されるような状態になっています。加えて、合理的配慮が大きくピックアップされていますが、こちらが学校での授業の中での合理的配慮、また教室の中で過ごすための合理的配慮について記載することで、指導時にこういったところに配慮が必要かを明確にできる項目がございます。長期目標と短期目標については、支援計画と同様でございます。また、こちらについては教科領域別の目標指導内容が書かれておりまして、例えば書くことについて課題困難さが出ていることに対して、どういうふうな配慮を行うんだということを明確に記載することで、全ての教員がお子さんに対して共通理解ができる。どの教科でも同じように配慮するというふうな内容でございます。こちらについても同様に、学校教育の中で配慮を行い、指導の中でも配慮することについて合意形成を図る資料になっています。以上です。

このことを踏まえて、事務局としては回答させていただいた内容について、前回の審議会の中での事務局の回答について補足説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、個別の教育支援計画と指導計画について提出を求めています、期限等はどうなっているかというふうな御質問が委員の方々からございました。こちらにつきましては、市教委として把握する必要あると捉えておりますのは、特別の教育課程として、大阪府教育長とも連携をさせていただいているところです。こちらについては提出を求めています、特別の教育課程が記載されたものであり、記載内容の中には障害の状況や困り感、自立活動の項目や内容、または通常の学級における交流活動の内容や支援学級における教科学習の内容と時数、時間割等が詳細に記載されたものとなっているため、この内容は個別の教育支援計画や指導計画を踏まえて作成していることとなっているこ

とから、教育課程の提出をもって支援計画と指導計画の提出は求めているというふうにしております。また、過去に提出を求めているというふうなことがございましたが、こちらについては教頭ヒアリングなどで教育課程の確認を、コロナ前まではさせていただいたときに教頭先生が持参をしていただいたときに教育委員会と情報連携をしながら詳細について内容を確認していたというものでございます。

2つ目の質問として、統一感がなくて各学校に任されているのではないかとというところで、統一様式がないので学校に任されているのかというふうな御質問がございました。こちらについては、教育支援計画については校長会からの意見等を受けて、平成30年より枚方市の統一様式を学校に配布して、留意事項等も含めて学校に示しておりました。令和5年度から教育支援ソフトを市として導入し、児童生徒のアセスメントの一助としておったことから、個別の支援計画をシステムから出力できる、先ほど示させていただいたものが作成できるようになったことから、こちらを活用できるようになるというところで各中学校区でも利用できるようになったことから、若干の学校による差が生まれているというものです。こちらに様式を統一したほうがよいのかというふうな御意見があったときに、答えとしては最上位の目標としては、児童生徒の適切なアセスメントというところですので、教育支援ソフトを使うことが目標ではないことを市としては明確にしております。あくまでもその一助として利用している教育支援ソフトから個別の教育支援計画を出力すること、または利用することが効率化を図ることにもつながっているというふうに捉えております。その内容の中に市として独自の様式があったほうがよいのではないのかというふうな御意見がございました。

前回の会議の中で、事務局としての回答の説明についての補足をさせていただいているところでございます。

(会長) はい。

(事務局) 市としての独自の様式があったほうがよいのではないかとという質問に対して、井村委員のほうで御発言いただいております、個別の教育支援計画が指導計画のようになっているのではないかとという御発言がありました。こちらについて、大阪府教育長の研修での発言がずれているのではないかとということがございましたが、原因としましては、平成30年に先ほど私が市教委から記入例として示しているというふうにお伝えさせていただきましたが、その内容について、指導計画に記載するような内容と捉えられるような記載がございました。誠に申し訳ございません。井村委員のおっしゃっており、個別の教育支援計画とは、障害のある児童生徒などについて、家庭・地域及び医療や福祉・保健・労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うための計画であることから、指導の内容や何々の指導をするというふうな記載があることは適切ではなく、子どもたちがどのようになりたいか、どのように自立活動を行いたいのかというふうな、子どもの自己実現というところの思いを適切に受け止めて、学校と保護者を含めた各関係機関が支援する。こういったことを共通

理解では図るものとして捉えておりますので、前回の説明の中に、指導計画のような内容が入っていますよねということについては、井村委員のおっしゃるとおりで、そういった記載内容についても少し改善したものを提示するような形でしたいと思っております。

以上で補足説明とさせていただきます。

(会長) 続いて説明をお願いします。

(事務局) 失礼いたします。2ページ目から御説明します。

こちらについては、前回の議論では3つの論点について、1点目は個別の教育支援計画作成の留意点や手だてについて、2点目は運用について、3点目は保護者との子どもの合意形成について御議論いただきました。

1点目の留意事項や手だてにつきましては、現状として、基本的には支援学級の担任が作成をしておりますが、合理的配慮についての項目もあるので、当然通常の学級の担任とも関わってくるという内容。2つ目として、新年度当初に新担任と保護者が再確認の上で合意形成を改めて図っていること。3つ目として、中学校においては教科担任が複数になりますので、合理的配慮については職員会議等で情報共有している事例がございますということでした。課題としては、子ども本人の意見や意向がどの程度反映されているものなのか。2つ目、何を記載するかは障害の状況によってもかなり違うことが考えられる。3つ目、学校の差があることが考えられるが、教師の経験値によって差があるということは望ましくない。4つ目、個別の教育指導計画については統一様式がないということでした。

望ましい対応としましては、発達段階や障害の状況も考慮しながらではありますが、本人子どもの意見を聞くことを大切にする。本人子どもが意見を言いやすい場を大切にする。また学校や教師による差をなくすためには、作成や留意事項についてガイドライン等が必要ではないか。または統一様式が望ましいが、最低限の項目については共通理解を図る必要があるというふうなことでした。ただ、これは一方的に教育委員会として決めるものではなくて、教師の意見をしっかりと取り入れてくださいという御意見でした。

次のページを御覧ください。2点目の運用についてでございます。現状として、1番、個別の教育支援計画については、枚方市の統一様式を平成30年から運用しています。2番目、中学校区によっては、令和5年度から市として導入している教育支援ソフトを活用し、システムから個別の教育支援計画を出力したものを運用している学校もございます。

課題としては、個別の指導計画についての統一様式がないこと。また、教員の経験値によって、運用や支援策についての差が生まれているのではないかと。3つ目、教師の支援教育に対する認識（温度感）の差があるのではないかとということで、望ましい対応としては、教師の認識として合理的配慮や基礎的環境整備などの共通理解が必要であるこ

と。学校としては、支援が必要な子どもたちには全教員で関わるという意識が大切であること。市教委としては、合理的配慮や基礎的環境整備などの共通理解の必要性。また、支援スキルのボトムアップ、研修の充実等が挙げられました。

次のページを御覧ください。3点目の、保護者・子どもとの合意形成についてでございます。こちらは現状として、1番、合意形成を図るタイミングは、1学期の家庭訪問や面談となっているケースがあること。こちらは5月上旬ぐらいまでかなということでした。2番目は、中学校では面談を実施しているということで、このタイミングで子どもの意見を反映しているケースがあるということでした。3つ目、小学校では発達段階や障害の状況によって意見を伝えることが難しい。こういった児童もおられるので、生活の中で子どもの発言を聞き取ってブラッシュアップしているというケースもあるということでした。

課題としては、評価のタイミングや内容について、保護者への情報提供は各学校の状況や学校と家庭との連携状況によってもかなり違いがあるということで、保護者が学校に行くケースが多ければコミュニケーションが取りやすい。しかしそうでない場合は情報共有にも差があるのではないかとされました。

望ましい対応としては、個別の教育支援計画の評価や見直しについて、こちらの学校差をなくすためにはガイドライン等で示す必要があることや、評価のタイミングやポイントを最低でも学期に1回程度、情報共有や評価をするということを市として位置づけることが学校差をなくすための方策として検討できるのではないかとということが発言されました。

以上になります。事務局の聞き取りとしての私の発言ですので、ニュアンスの違いや発言の意図が違うなどのことがございましたら、また御意見をいただければと思っております。よろしくお願いします。

(会長) ありがとうございます。議論のポイント①・②・③について、事務局でまとめていただきました。前回いただいた中での委員の皆様からの御意見をまとめてというところでございますけれども、お気づきになった点等がございましたら、お願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

それでは、案件3のほうに移らせていただきたいと思います。

「個々に応じた指導方法について・教員のチーム体制の構築について」ということで、御議論をいただきたいと思います。個々の教育的ニーズに応じた指導というのは、障害の有無にかかわらず全ての子どもが全ての学びの場において必要なことであろうと考えております。誰一人取り残されない学びを目指すために、障害の状況、それから病状等の実態を把握して、アセスメントに基づいた個別最適な学びを行うことが求められています。

項目は3つということで、①としまして、個々の教育的ニーズに応じた指導について、授業づくりです。②としまして学級づくり、③としまして、教員のチーム体制の構築に

について、この3つについて御議論いただけたらと考えております。事務局には必要な観点をピックアップした上で、それぞれの観点について大切にすることや必要とされる内容について、これまでの議論や御意見を踏まえた資料として作成していただいております。記載されている内容につきましては答申作成に向けた資料となりますので、内容についてお気づきの点がありましたら、御意見をいただいて合意形成を図ってまいりたいと思っております。

まず、項目1について、授業づくりの観点でございます、学校現場を中心に御意見伺えたらと思っております。

では、御説明をお願いいたします。

(事務局) はい。では、資料を共有させていただきます。

こちらは、個々の教育的ニーズに応じた指導【授業づくり編】における大切な観点として、アセスメント、発問や指示の簡素化や教室の座席配置等を工夫する、認知特性や学習特性の理解、チーム学校、授業の見通しを持つための授業の構造化、授業の内容や進捗状況が見える化するための授業の視覚、ともに学び合う機会をつくる学びの協働化、自己選択・自己決定できる授業の個別化、タブレット端末を文房具として使うICTの活用等を挙げておりますが、その他の観点等もあるかと思い、空白にしております。

記載の内容につきましては、これまで審議会で議論されてきた内容や御意見等を踏まえたものとしております。アセスメントについてというところで、教師の主観も大切にしながら教育支援ソフト等を利用することや、複数の視点から客観的にアセスメントをすること。アセスメント内容は、適切に個別の教育支援計画・指導計画に記載すること。発達段階や障害の状況に考慮しながら、子どもの意見を可能な限り取り入れることとしています。構造化としては、学習活動がスムーズに行えるよう可能な限り環境整備をすること。子どもの聴覚や視覚の優位性を理解した対応をすること。特別な配慮ではなく、全ての子どもたちに配慮するユニバーサルデザインの視点を大切にすること。教室や物の準備を含む物理的な構造化。スケジュールを整える時間の構造化。5W1Hを明確にした活動の構造化などの必要性を挙げております。ICTの活用につきましては、困難さがある活動についてICTを活用して置き換えることができないか検討すること。最後に個別化については、自己選択・自己決定を大切にした特別の教育課程の編成というところで挙げております。項目1については以上になります。

(会長) ありがとうございます。まずは記載内容について、委員の皆様から御意見をいただけたらと思います。

学校の現場の委員の皆様を中心ということで、小学校の視点からいかがでしょうか。奥野委員、いかがですか。

(奥野委員) 失礼します。個別のニーズに応じたということで、ここで書かれていること、すごく頷きながら聞かせていただきました。一人一人の支援も大事ですが、一人一

人の支援が結局全体の支援となり、そのままのいいつながりになっていくことを校内で共有させていただいています。ユニバーサルデザインの視点として表れていると思います。

構造化について、この子だからするということではなく、みんなに分かりやすく、みんなにとってもわかりやすいという考えを大事にすることで、結局個々への支援になることも、学校としても気をつけて取り組んでいると思います。

I C Tの活用は、コロナ禍がきっかけと思います。そこを転機にして子どもたちが自分でこれタブレットを使ったほうがやりやすいんだろかなとか、これを使うと自分は困難なくできるんだとか、そういうことを子どもたちが分かるようになってきています。それがずるいなとか、あの子だけ特別なんだ、何でとかではなくて、タブレットをいつでも使っている、私そのほうがしやすい、という環境がだんだんできていると思います。

以上です。

(会長) ありがとうございます。最初学校現場で御意見というところで踏まえたいと思います。武田委員、いかがでしょうか。

(武田委員) ありがとうございます。今おっしゃったものに準ずるかと思いますが、I C Tの活用について、親御さんの共有は、やっぱり特に学級の中に、浸透しているので、I C Tを活用することで、その困難さは緩和されています。うまくできたというようなこと自体のその学びの障害理解を促すことにもつながっています。I C Tを活用して振り返ることができないかという視点は、ますます必要です。いろいろなものが開発されてると思いますが、試す中でよりよいものというのをブラッシュアップしていくことが、例えば市教委で情報が集まる場所をつくって、研修を開いて、特性や障害のある方について、こんなアプローチしたら、このような効果が出たよということをもっと交流できてもいいかと思います。個別最適な学びにつながっていると思います。

以上です。

(会長) 事例の収集や事例の検討の紹介などを行っていく必要があるのではないかなというようにございますね。ありがとうございます。

では、中学校の視点から、村上委員いかがでしょうか。

(村上委員) 中学校でも、先ほど奥野委員が言われたところと重なるところも非常にあります。ユニバーサルデザインで、これに関しては学校として、中学校としてもすごく大事にしています。その下の項目と併せて、環境面だけではなくて授業のユニバーサルデザイン化について、学校としてどのように取り組めるかなと検討しているところです。

あと、一番上のチーム学校としてアセスメントについて、これは前回もありましたが、これ非常に大事になってくるかなというところで、その支援担当の先生を中心に学校としてのアセスメント、これを間違ってしまうとサブつけが間違ってしまうことになって

しまうので、アセスメントをいかに複数の視点でやっていけるかというところが大事な
ことだと思います。

I C Tの活用につきましては、その文房具としてということでも市教委は頻繁に言われ
ていますが、その一方で、その使い方によってトラブルになるというふうなこともあり
ますので、中学校ではその文房具のように、休み時間も学校に来ても自由に使える中学
校と、ある程度学校でルールを決めてという中学校があることで、その中で支援学級の
子だけが使うのがずるいという視点が、また少なからずあることが現状だと思います。

以上です。

(会長) ありがとうございます。教育現場の委員の皆さんから御意見いただきましたけ
ど、そのほか皆様からも御意見いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。授業づ
くりというところ。

渡邊委員、お願いします。

(渡邊委員) I C Tの活用で、括弧の中の例示ですけれども、恐らくその文房具的に使
う方法を書いていたいていると思うんですけれども、昨年中学校の見学をさせていた
だいたときに、教室の中で授業を受けるのがしんどいお子さんが個別で教室の授業を映
して、オンラインの授業みたいな形で利用されていて、とてもいいなと思ったので、そ
ういう環境づくりもI C Tの活用ができたらいいなかなと思いました。以上です。

(会長) ありがとうございます。確かに不登校特例校でも、オンラインで別の場所で授
業を受けることができるということを保障している学校があるようです。

そのほかには、ユニバーサルデザインがキーワードとして出てきております。構造化・
視覚化・協働化、確かにそのとおり。それがそれだけではないユニバーサルデザイン授
業もありますので、もしかすると上の点で囲まれたところの部分に、ユニバーサルデザ
イン授業というキーワードも入れていただいてもよいのかなと思います。I C Tの活用
について、オンラインでの授業提供であるといったことの検討についても入れていただ
く必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。2番目に移らせていただいてよろしいですか。

(会長) それでは、続いて2番目の、個々の教育的ニーズに応じた指導について、お願
いいたします。

(事務局) 個々の教育的ニーズに応じた指導【学級づくり】について、大切な観点とし
て、アセスメント、安心安全な子どもたちの居場所づくり、声かけ・称賛・励まし・対
話等のポジティブな支援として発達支持的生徒指導、一人一人のよさを認め合う仲間づ
くり、視覚刺激や聴覚刺激を低減する基礎的環境整備、視覚支援や座席配置等の合理的
配慮、多くの教員が関わり共通理解を図るチームティーチング等を挙げております。そ

の他の観点もあるかと思い、空白の部分を入れているところでございます。

次のページを御覧ください。アセスメントについては、授業づくりと同じ観点であるとともに、枚方市が大切にしております通常の学級で「ともに学びともに育つ」ことを前提にした配慮が大切であること。環境整備と合理的配慮の必要性につきましては、授業づくりだけではなく学校生活全般について必要であることとしています。居場所づくりにつきましては、安心して通常の学級で過ごすためには人間関係や仲間づくりを計画的に取り組む視点。子どもたちが通常の学級で共に過ごすことが当たり前の環境であることが枚方市の目指す「ともに学びともに育つ」教育であることとしています。発達支持的生徒指導（ポジティブ支援）につきましては、子どもたち自身が自発的・主体的に自らを成長発達させる過程を支える生徒指導の大切さ。子どもたちへの挨拶・声かけ・励まし・称賛・対話などを通じた安心できる関係づくりが大切であること。子どもたち同士で模倣や学びが広がる関係づくりが大切であること。共に過ごすことで学級で助け合いや学び合いが起きることを信じた学級づくりが大切であるとしています。最後に、チームティーチングとしてチーム学校としては、支援が必要な子どもを1人の教員が抱え込まないような体制づくりが必要であること。全教員で子どもたちの「ともに学びともに育つ」教育を支えるという意識が大切であること。支援が必要な子どもは支援学級担任だけではなく、通常の学級担任は合理的配慮を踏まえた授業づくりや学級づくりに取り組むことが前提となるため、校内連携体制を充実させることが必要であるとしています。

項目2については以上になります、お願いいたします。

（会長）ありがとうございます。こちらは学級づくりということで、子どもたちにとって、ある程度学校は生活の両輪という形になるかと思います。保護者の皆様や、学校以外の委員の皆様にも、こういった生活が望ましいのではないか、あるいは語りかけが望ましいのではないかといった観点から広く御意見をいただけたらと考えております。

保護者の委員の皆様から御意見いただきたいと思いますけれども、小出委員いかがでしょうか。

（小出委員）チームティーチングで、「支援が必要な子どもは支援学級担任だけではなく、通常学級の担任は合理的配慮を踏まえた授業づくりや学級づくりに取り組むことが前提となるため、校内連携体制を充実させることが必要」がありますが、何か共有したいことがあって、すぐに話したりするのが難しいとき、うちの子どもが行っている学校だったら、タブレットのクラスルームで教員がリアルタイムに投稿するそうなので便利そうです。

アセスメントの部分と被るかと思いますが、アセスメントで通常の学級で共に過ごすことを前提とした配慮が必要について、生徒がたくさんいると思いますが、環境で過ごすために、じゃあその全部をみんなと同じではなく、一緒にいるけど違うことをしつつ、まずその場に慣れるということに取り組む。その子の発達段階でできる部分も捉えても

らいたいと思いました。

私の子どもも、最初は勉強に取り組む、その教育で取り組むことに最初は、45分間は難しいと思ったので、パーティションのような目隠しを、顔は見えるけど目隠しを用意して、話を聞く時間は音の鳴らない粘土をする、後ろの席で粘土をしながら、取り組む課題になったときだけ取り組む。まず教室で過ごすことに慣れるところから取り組んで、今では遊びみたいなことをせずに座れているようになったので、段階でやってもらいたいと思いました。以上です。

(会長) ありがとうございます。廣井委員、いかがでしょうか。

(廣井委員) 全体的に書いてある内容は、そうだと思うことが多いので特にはないです。居場所づくりや基礎的環境整備になると思いますが、その子のための環境をつくる、それは大前提にあって、それでも馴染めない子とかしんどい子は絶対いるので、そういう子はまた別の場所で落ち着いて過ごせる場所が要ります。うまく成り立っていけるといいと思いました。支援学級に行くとき、特に年齢が上がると、それも違うのではないかと、本人も思うことはあるはず。周りが言っているとよく聞くので、それは障害がないというか、特に指摘がなくて普通に行くという言い方があっているかわかりませんが、出る子どもたちの中でしんどさを抱えていると、すくい取ってもらえず、すくい取ってもらえてる人たちに当たるではないけど、時々思います。やっぱり通常の学級がみんなにとって過ごしやすい状態にあることが、大事だと思います。障害あるとかないか関係なく、みんなが困っていることをすくい取ってもらえる環境を作ることがいいと感じました。雰囲気はこの文章から伝わってきますが、より伝わる書き方をしていただきたいと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。子どもたち同士の助け合いとか理解であることで、子どものピアサポートといった言葉が使われることがあります。子ども同士で理解し合って、お互いに助け合うという、居場所づくり、環境づくりが生活していく上では大切だという御意見かと思います。ありがとうございます。

それでは、牧村委員いかがでしょうか。

(牧村委員) 僕も見させていただいて、文章の部分は別に特に何もないです。ただ、これはあくまでも個人的ですが、文章を字に書いてしまうと先生が大変じゃないかなと思います。もちろんその子どものことを第一にという形で大切ですが、先生がメンタルをやられるようなことがあっては本末転倒となってしまいます。トライアングルの部分でうまくできればなと思っています。以上です。

(会長) 先生方のメンタルを大切にしていきたいということです。はい。ありがとうございます。

井村委員は、いかがでしょうか。

（井村委員）私も牧村委員とよく似た感じで気になったところは、そこなんです。例えば発達支持的生徒指導でポジティブ支援と括弧して書いてある言葉を入れるだけで、すごくいい、何か柔らかさを感じます。先ほど授業中にゆっくりやるということや、座れるようになったというお話も、とても好ましいと思います。私の娘は中学のときに、入り口を自由に立ち歩いて、授業中に自由に立ち歩いて踊っていたりして、みんなよしとしてくださっていたところがありました。座りなさいと言うと、パニックになると思ったら、もうそのままの状況にならざるを得ない状況にどンドンなってしまう、ある意味何でもありの状況にはなっていたんです。それが結果的に学級の優しい空気になっていて、先生の指導がすごく緩んでいったんです。私自身は、大空小学校のみんなの学校の映画が、不登校の人がなくて、娘の中学時代も学年で不登校の子はいなかったときに、あっ、こういうことなのかなとすごく思っていたんです、こうでなければならぬということがなくなっていったことによって周りの生徒も楽になって、先生たちも楽になっていったというのを感じたんですね。なので先生方自身も、そのチームティーチングということであれば、先生方同士もお互いにサポートし合ったりとか、子どもたちのためだけでなく、先生たち同士もサポートし合ったり、寛容な状況でやり取りできるような、その学校の空気づくりがあるので、先生同士で過ごしやすい職場環境をつくっていただく。声かけ合って失敗してもフォローし合い、失敗したことに対して補う環境づくりができれば、結果的にその子どもたちの指導にも生かされるはずだと思います。以上です。

（会長）ありがとうございます。今の井村委員の御意見は、次のチーム体制の構築というところにも関連してくるかと思っております。ありがとうございます。

それでは、もう少し広く伺えたらと思います。柏木委員、チームというと医療でもいろんな様々なチームを構築されてたりすることがあると思います。その視点から御意見ありましたら、お願いしたいと思います。

（柏木委員）ありがとうございます。何かすごい意見があるわけではないのですが、先ほど井村委員からあったように、特別支援の先生と、その通常の学級の先生の連携のお話が出ていたと思いますが、井村委員が言われているように、先生同士もうまくざくばらんに連携できる体制があれば、子どもたちにとってもいい連携が取れ、みんなで子どもたちを支えていくチームづくりができると思います。柱となることがあったとはいえ、みんながその柱を支えるといいですか、みんなで支えていくコミュニケーションが取れる職場であれば、ストレスも減るのではないかと考えております。学校の先生も大変かと思いますが、先生同士でも助け合って、子どもさんのためにそのような姿勢が取れば一番いいのかなと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。

福祉的な立場から、話題になっているのは学級づくりと学校生活をどうつくっていくのかというようなところでの様々な視点というふうなところで今お話をしております、サポートしていく必要があるという場合に、いろいろな子どもたちの生活をどうつくっていったらいいかというところです。例えば福祉のほうでも様々な取組であるとか、様々な生活づくりというようなことがあるかと思います。どのようなことを留意されているのか、こういった学級をつくっていくグループとか集団をつくる上で大切にしていることなどがございましたら、お話をいただけたらと思います。

(小寺委員) そうですね。現在、福祉の世界でかなり大きな変動がありまして、国が、いわゆる介護報酬という形で障害者の方々の価格をかなり下げたという問題があります。大としている部分は取っついて、少しあまり身のないところはかなり下げているということで、かなりサービスが混乱して倒産するという事業所もかなり多く出ています。そこで一つ出ているのが就職先です。学校を出た後の就職先の事業が大変な状況になっていて、いわゆる就労に結びつける事業所と、日常生活を一部として作業をやるというような報酬には、その方の報酬にはあまり関わりのない、そういうところがかなり揺れ動いてまして、いわゆる報酬を得るところの利用者はかなり減ってきています。障害者を食物にしているような所もあるし、そうではなくて真面目にやっておられる事業者もありますが、それを国が整理していきたいということで、いわゆる進路指導をやっていこうかということで、本市も今年の秋ぐらいからつくって、いわゆる進路をきちんと保障していくように障害者側に立った事業所を育てていくというような、国の言い分なんですけども、かなりそこで今事業所が淘汰されています。事業所を閉鎖するとか、そういう事態が起こっていて、来年度の動向がかなり注目されているので、真面目にそういうお仕事したりとか、お仕事をするためのトレーニングを受けたりとか、そういうところが国として変動している状況です。介護報酬を絡めながらやっていくということで、少し生臭い問題もいろいろ出てきますので、注目しているという状況です。その辺りは進路指導みたいな就職に結びつけるか、就職には結びつけなくても、日々の中で生きていく力をつけていくとか様々なニーズがあるかと思いますが、その辺りをきちんと把握して、そしてその子に見合った進路先を見つけていこうという動きをかなり変えながらやっていこうとしていますので、何年先になるか分からないですが、そういう福祉の世界に飛び込んだときの状況が今どうなっているかということは少し押さえておいたほうがいいのかなという思いはいたします。

(会長) ありがとうございます。それは就労継続支援のA型とかB型とかというところでございますよね。

(小寺委員) A型とB型、今はA型をかなり整理していこうかなということで、A型の事業所はかなり整理されています。逆にB型の事業所は、かなり増えてきているという

か安定した事業所になっているというようなところ。ただ、その就労に結びつくような事業所は、どう今後整理されていくのかということが少し課題になっているかなという思いはします。

(会長) ありがとうございます。福祉ですと、放課後デイサービスを利用している方もたくさんいらっしゃると思います。生活づくりといったようなことについては、どうでしょうか。小寺委員は。

(小寺委員) その放課後等のデイサービスに関して、いろんな事業所で様々な取組がかなりバラエティに富んでいるということで、いわゆる勉学を中心とした、そういう事務的な放課後等デイサービス、そうではなくて自由に遊びながら、その子のいいところを広げていこうかというような取組とか様々な取組がありますので、その辺りも子どもにとってはどっちが大事なのかということは、いつも放課後等デイサービスの事業所の連絡会なんかもやってはるところがありますので、そういうところではお互いにどっちがとかいったところで、こっちも大事だよと。そこにこだわっていたら、その子の主体性自主性が損なわれるかな。そういうふうな意見も出て、放課後等デイサービスのやり方、指導方法に関しては、いろいろ意見が事業所の中でもありまして、かなりある意味様々なことができるということでは、放課後等デイサービスに関しては、それがいいか悪いか別にして、いわゆる事業所の信念を持った形でやっておられるというところがありますね。スポーツなんかを中心にとるところとかあって様々な取組がなされています。ただ、今問題なのは、いわゆるグループホームと言われているものとかですね、そういう住まいの場がかなり狭められている。いわゆる、少しはましにはなっています。いわゆる施設を建てたいというときに、地域の方の理解が得られなくて建設ができないとか、辺りは地域の中でかなり理解のある地域はあるんです。ただそういうなんが来たときに怖いとかね、障害の種別によって、精神障害とかね、知的障害なんかに関しては、かなり厳しい。精神に関しては厳しいですね。身体障害に関しては。ただ失明障害に関しては、住む場がかなり、例えば2階に上がっていくのが大変とかね、何かそういうところでバリアフリーの問題とかいろんな出てきて、それぞれの障害に合ったケアというのが今課題になっていますね。そやから、少しその辺りも今後大きな問題が出てくるのかなということになります。

(会長) ありがとうございます。今お話の最後に出てきましたバリアフリーについて、生活しやすい環境の在り方、そういった言葉も入ってもよいと思いました。放課後等デイサービスの生活の場としての役割というのも非常に大きなものがあります。様々な種類が学習を中心として、スポーツを中心として、それから居場所づくりとしての場所の役割を満たすなど、様々あります。そこにどう通うかというお話でもあったと思います。そのほか、学級、今度学校の生活の場という視点としまして、何か皆様からお気づきの点であれば、御意見いただけたらと思います。いかがでしょうか。

渡邊委員、お願いいたします。

（渡邊委員）お送りいただいた資料の5ページ目の居場所づくりの2つ目の項目の障害のないお子さんたちの教育という意味で書いてくださっているかなと思いますが、皆さんもおっしゃっていただいたように、多様性の理解が大事だと思います。この項目はオレンジのところに挙げてもいいんじゃないのかなと思いました。以上です。

（会長）ありがとうございます。上の部分ですかね。上の部分の点々のところというところでしょうか。ダイバーシティという言葉ですね。どういった言葉を挙げたらいいか。渡邊委員、確認させてください。

（渡邊委員）そうですね。点々のところに入れてもらいたいと思いますが、何て言い方がいいのかすぐに思いつかなくて。教育なのか多様性の理解なのか、何かいい言葉があれば御意見いただけたらありがたいです。

（会長）そうですね。みんなと一緒にというような、インクルーシブというと大き過ぎますか。どうでしょう。

（渡邊委員）趣旨としてインクルーシブへの理解が学校全体に広がってほしいところです。

（会長）はい。インクルーシブですね。何と言ったらいいでしょう。何かいいアイデアをお持ちの方いらっしゃったらと思います。インクルーシブはクラスづくりだと思います。みんなが一緒にいることができるというようなところです。小出委員。

（小出委員）5ページの居場所づくりの2項目めの「ともに学びともに育つ」を、ここにも入れてほしいと思いましたが、合ってますか。

（会長）ここの上のところです。「ともに学びともに育つ」という言葉でよいのではないかな。

（小出委員）はい。学級づくりで、障害があってもなくてもクラスの一員として、というのをどこかに載せたいと思いました。ダブルカウントの考えだと思いますが、カテゴリー別に分けられないことも載せられたらと思いました。以上です。

（会長）ありがとうございます。どういう言葉で載せましょうか。

（小出委員）ダブルカウントを載せたいのですが、嫌がられているので。でも入れてほ

しいです。継続すると言ってもらえているので、ダブルカウント、少人数学級編制を残すという意味を表してもらいたい気持ちがあるんです。その5ページの文章の中で、障害があってもなくても、あったとしてもクラスの一員という意識を持つ、そこをクラスづくり、どの項目になるについて、教員の先生方も理解を確認してくださっている先生方が多いと思っていますが、通常の学級の担任の先生で自分のクラスであるけど、支援学級の子だから自分のクラスというよりは支援学級の先生に、もうお任せみたいに思っている先生もまだまだいらっしゃるかもしれないので、その一員としてというところが学級づくりの項目の中のどこかには入れたいと思います。以上です。

(会長) はい。

(井村委員) 小出委員の今のお話を聞いて、その通常の学級で共に過ごすことを前提とした配慮が必要という部分を、通常の学級の一員であることを前提とした配慮が必要というふうに書いてもらったら、これ両方含める形になるかなと思います。

(会長) ありがとうございます。

(井村委員) 通常の学級の一員であることを前提とした配慮が必要。一員として。そのこの途中の助詞の使い方が分からないけど。取りあえず通常の学級で共に過ごすことを前提とすると、この共に過ごすことを前提という状態が、お客さん扱的な形になっているので、通常の学級の一員であるということを前提として配慮が必要となる書き方にしてもえたら、全部含めるような形になるかなと思います。

(小出委員) すいません。一員というのを付け加える部分ですが、今井村委員おっしゃってくださっていたのは、アセスメントの部分の上から2番目の部分の文章に付け加えるということでは言っていたいたんですか。

(井村委員) そうですね。そこを一員として、その配慮をしてもらうことを入れておけば、あとは何とでもなるのかなとふと思ったんですけど、どうですかね。

(小出委員) その言葉の付け加え方、いいなと思いました。意味合い的には、もしかしたら居場所づくりの2番目の文章のところにも入れるのかなと思います。一緒に過ごすことが当たり前のというのがここにも書かれているので、どこにどう入れたらいいんだろうというのがあります。でも井村委員おっしゃっていたみたいに、そこを一員で付け加えるのはいいと思いました。以上です。

(井村委員) 多分、今そこには、ここに共に過ごすことが当たり前の環境であることが枚方のめざす「ともに学びともに育つ」教育と書いているので、ここでそのままかなと

思います。

（会長）障害の有無にかかわらずという言葉を入れましょうか。障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に過ごすことが当たり前の環境であることが枚方の目指す「ともに学びともに育つ」教育という形でどうでしょうか。

（小出委員）はい。

（会長）2番目は、通常の学級の一員として、共に過ごすこととした配慮が必要ということでしょうか。

（小出委員）はい。

（会長）ありがとうございます。

では、ほかに御意見がなければ、3つ目に行きたいと思います。よろしいですか。教育のチーム体制の構築というところでございます。事務局お願いいたします。

（事務局）

教員のチーム体制の構築について【働き方編】として示させていただきました。こちらにおける大切な観点としては、先ほどと同様の観点でございまして、アセスメントと特性理解、また前回の議題でもありました個別の教育支援計画や指導計画、子どもの成長の見取りについて、これらの項目について情報共有等を挙げておりますが、その他観点もあるかと思い、空白しておるところです。

次のページを御覧ください。特性理解やチーム学校につきましては、全ての教員や人的な支援員等が児童生徒の特性を含む対応について理解をしておくことが情報共有の基本であること。子どもの成長については、子どもの頑張りや成長、対応や評価などで気づいた際に情報共有することが望ましいこと。障害の状況にもよりますが、多くの教員が子どもと関わり、声かけをしてくれることが子どもの安心感につながる。年度によって教員が代わることはやむを得ない状況ではございますが、日常的に多くの教員が関わることで不安感を低減できるのではないかということ。子どもたち同士が成長を喜び合える環境を築くことで、居場所にもつながるとしています。

個別の教育支援計画・指導計画につきましては、支援学級担任が作成の中心となるが、通常の学級における学びの視点、合理的配慮の視点から通常の学級担任が関わる必要がある。支援学級や通級指導教室の学びや成長を評価する場、こちらは通常の学級であることを意識したものでなければならないということ。最後に、情報共有については、学年会に、学年会というのは何年生の先生方が集まって行う会議、打合せ等なんですけれども、学年会に支援学級担任が入って情報共有や授業づくりをすることで日常的な情報共有が生まれるということ。教員が情報共有できる時間を物理的に生み出す方策が必要

である。例えば例としてですが、授業時間の短縮などによる物理的な時間短縮による下校時間の変更。または教材研究や授業準備などを軽減するための教科の担任制などを導入することで、勤務時間の効率化を図り、情報共有の時間にするということも考えられるのではないかと例です。こちらについては、文部科学省や全国の自治体においても様々な事例検討がされていることから、好事例の収集や効果の確認も含めて情報に注視する必要があります。

先ほど、小出委員からも御意見いただきました、その辺の配慮の追加としては、タブレットを連携ツールとして活用することも、恐らく情報共有の手だてになるのではないかなということで、今私思っているところもありますので、そういった文言の追記が必要であるとは考えております。

項目3については以上になります。よろしくお願いします。

(会長) ありがとうございます。それでは、記載された内容を御覧いただきまして、御意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

小出委員、どうぞ。

(小出委員) 先生の意見を吸い上げる環境づくりが大事だと思います。子どもの視点という面では、書いてくださっていると思いますが、例えば学校を異動して、次の学校でのやり方が合わないなと思う先生が働く場合、前の学校でのやり方がいいという事について、意見を言いやすい現場がいいと思います。4月最初は難しいとして、その中で、今までの事例がいいという意見が言いやすい環境にあると、ほかの先生も働きやすいと思います。先生が働きやすい方法を考えて、ツールを活用する、自分が合った方法ができる、新しい方法がいいとかいろいろできるように、提案できるようになったらいいなと思うので、その先生たちの意見を取り入れやすくしてもらいたいです。

あと、教育委員会のほうとか管理職の先生にも言いやすいような形が、もっと今より取れたらいいなと思います。上から言われたらそのまま聞かなきゃいけないというのがどうしてもあると思いますし、保護者から言われたらそのまま聞かないといけないみたいに感じてしまう先生もいると思うので、そこもどうにかなっていったらいいなと思います。

以上です。

(会長) 奥野委員、どうですか。

(奥野委員) 先ほどから私たちのことも考慮して、いろいろな意見ありがとうございます。学校はで、話したことを、学校の中で変えることはできたとしても、異動先では、また環境がガラリと変わります。支援教育についても各学校で特色があり、違いがあります。いろいろな場面で出てくるとは思います。私たちの意見は管理職に伝えて、管理職が委員会に伝えるというルートはあります。そこでもいろいろな意見を聞いた上で、

考えていけるともったいいことと思います。ありがとうございます。以上です。

（会長）ありがとうございます。個人の違いがあることは確かにそうですね。武田委員はどうですか。

（武田委員）もうそのとおりです。審議会全体が、教育現場の状況を非常に御理解いただいていると改めて思いました。枚方市は、皆さんの声を集めて、市全体として教育を考える市へ発展していくと感じています。国のももとの指針の中、学習指導要領にさらに学校の裁量権も広げていくという方向性も検討されています。様々な人への支援があるので、より集まって気がつくものだと思います。これからの教育現場に希望が持てそうです。また子どもたちの環境もよりよくしていけたらと感じています。ありがとうございます。

（会長）ありがとうございます。こちらの充実審議会が開かれているというのが一つの枚方市の方向性としてよいことだと思います。皆さんから御意見が出されています。ある程度ガイドラインをつくっていくことで、学校だけでなく市全体として、どんな方向性で捉えて進んでいくのかについて、意見を出していただくということは、同じ方向を向いていくということにつながると思います。

村上委員、お願いします。

（村上委員）先ほど小出委員が言われたことで、意見を言える環境というのは、支援教育だけにかかわらず学校教育全般ですごく大事なことかなと思って聞かせていただいていた。

このことと言わせていただくと、全ての教員が、子どもが頑張ったことや成長したことを情報共有で日常的に多くの教員が関わることで通常の学級担任が関わるが必要だと書かれていると思います。これを学校としてどのように取り組むか、管理職も含めて考えていくこと。そういう体制をつくること。そのために校長として何をすればいいのをすごく考えさせるされました。以上です。

（会長）ありがとうございます。先ほど学級づくりのことがございました。これは学校づくり、あるいは学校風土とかというふうに呼ばれます。その学校の雰囲気であるとか、それからどういった方向性を、それぞれの意見が述べられる環境づくりが、教員のチーム体制をつくっていく上でも大切だという御意見だったと思います。ありがとうございます。そのほか、何かお気づきの点であるとか。

山下委員、お願いいたします。

（山下委員）チーム学校ということで書かれていること、そのとおりだと思います。教員だけなのかという。教職員だと思います。やはり学校にはいろんな職員の方おられて、

職種連携をやっていかないと、特にこういう支援や配慮が必要な子どもについては、うまく回らないということもあるので教職員全てが対象になります。言葉が教員と書いてあるというのが少し限定的ではないかなというふうに思います。教職員がいいと思います。

そこには内部のことはよく書いてありますが、外部との連携ということも、やはり専門的ないろいろな機関と接続する、福祉とも接続するということを考えたときには、校内というだけではいけないと思います。チーム体制ということで少し視野を広げていくことを書かれるほうがいいと思いました。

先ほどの学級づくりのところで、チームティーチング（チーム学校）というのが書かれてありますが、チームティーチングがチーム学校ではないんだと、言葉の使い方が違うと、チームティーチングは授業に限定することなので、これはチーム学校のことというふうに思います。チーム学校でやっている中で複数の教員が授業に入ることができたらいいいですけど。大きな意味合いのチームティーチングと書いてあって、ここが体制づくりというふうに書かれてあるので、これは意味合いが違うかと思いました。

以上です。

（会長）ありがとうございます。チーム学校2か所書かれていると。チームティーチングと、それからそのチーム学校。そのチーム学校はSCさん、SSWさん、いろんな立場の方が入るということと、あとは他機関との連携も視野に入れてはいかがという御意見をいただいたと思います。

上のオレンジのチーム学校というところですけど、ここは学校ボランティア、支援員というチーム学校というようなチームティーチングの中に、学校ボランティア、特別支援教育支援員との連携をどうしていくのかということですね。学級づくりという上では必要になってくるということとと思っておりました。よろしいでしょうか。

働き方については、特に他機関との連携ですね。福祉、医療との連携を取りながら進めていくということも必要だと御意見だったかと思います。

（小出委員）すいません。丸の中に、教職員の記述も入れてもらいたいのと、さっき山下委員がおっしゃっていたみたいに、外部との連携というカテゴリーの丸に入れてもらえたらと思いました。

（会長）はい。そのほか、よろしいでしょうか。

（井村委員）ここに何を入れるとかではないのですが、補足として、外部との連携は、福祉、医療といったものの連携も一つです。福祉系が今減っているという話も出ていたと思います。福祉も減っていて、グループホームを立ち上げると理解が得られないことがある。そういうことが実際にたくさんあるんです。そのために子どもの頃から理解してくれる人を増やしておくこともすごく大事なことです。そもそも理解をしてもらうた

めに働きかけないといけないことが結局インクルーシブではないことです。問題になっていると感じます。教育・福祉・医療は当たり前に連携されていたと思います。実際のところ企業は、障害のある子のことで一緒に連携するために、あんまり思いつかない企業が多方面の人と連携しています。これから大事になっていきます。就職するときにも理解しておいてもらいたいです。今すぐ学校現場でできるとは思っていませんが、意識として、そういう時代になると思っていたらありがたいと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。大事なことだと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

では時間もまいりましたので、次回のことについて、第9回支援教育に関わる人材育成、研修等についての審議をしたいというふうに考えております。事務局から連絡はありますでしょうか。

(事務局) 失礼いたします。次回、第9回枚方市支援教育充実審議会においては、2月19日水曜日の開催を予定しております。御参加のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

(会長) ありがとうございます。

お忙しい中、お集まりいただき、たくさんの意見をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第8回枚方市支援教育充実審議会を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

<閉会>